

(仮称)ふるさと彦根応援寄附条例骨子案

第1 目的

この条例は、歴史文化遺産の承継、教育環境の整備、福祉の充実、国際交流の促進、「ひこにゃん」の応援およびまちの活性化を図るため、広く寄附を募り、当該寄附金を財源として事業を行うことにより、寄附者のふるさと彦根に対する想いを具体化し、活力に満ちた魅力あるまちづくりに資することを目的とする。

【説明】ここでは、この条例の目的を定めています。

彦根市やひこにゃんを「応援したい!」という想いをお持ちの方から、「歴史文化遺産の承継」「教育環境の整備」「福祉の充実」「国際交流の促進」「ひこにゃんの応援」「彦根のまちの活性化」を図る事業に対して広く寄附を募って、その寄附金を財源として事業を行い、寄附される方の想いを具体化することで、活力に満ちた魅力あるまちづくりを実現していくことを目的としています。

第2 事業の区分

市は、第1に規定する目的を実現するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) ふるさとの誇り保存整備事業
- (2) ふるさとの学び舎整備事業
- (3) ふるさと彦根への思いやり福祉事業
- (4) ふるさと彦根国際交流事業
- (5) みんなのひこにゃん応援事業
- (6) ふるさと彦根まちづくり事業

【説明】ここでは、この条例の目的を実現するために、市が行う事業について定めています。

寄附をされる方は、寄附金の使い道をこの事業メニューの中から選択できます。

「ふるさとの誇り保存整備事業」については、彦根城をはじめとする多くの文化財を、彦根固有の貴重な財産として、後世に良好な形で守り伝えていくために、文化財の保存整備事業を行っていくものです。

「ふるさとの学び舎整備事業」については、多くの卒業生の思い出が詰まった市内の幼稚園・小中学校の学び舎で、これから学び、育ち、そして次代を担っていく子どもたちのために、校舎等の施設整備を行っていくものです。

「ふるさと彦根への思いやり福祉事業」については、支え合い助け合う思いやりのあるまちを目指して、市内における子育て支援の充実などの福祉事業を行っていくものです。

「ふるさと彦根国際交流事業」については、大老井伊直弼公が開国により導いた諸外国との交易・交流の環（わ）を大切に引き継ぎ、姉妹都市・友好都市との交流事業や多文化共生事業などの推進を行っていくものです。

「みんなのひこにゃん応援事業」については、いまや全国的な人気者となった彦根市のキャラクター「ひこにゃん」が、いつまでも愛され、元気いっぱい活躍できる環境を整備するための事業を行っていくものです。

「ふるさと彦根まちづくり事業」については、ふるさと彦根の特性を活かした個性豊かなまちづくりが市内各所で展開されるよう、市民参加のもとに行われる地域活性化に貢献する公募事業を実施するほか、市が事業主体となる地域づくり事業を行っていくものです。

第3 寄附金の指定等

- 1 寄附者は、第2に規定する各事業のうちから、自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定することができるものとする。
- 2 この条例に基づいて収受した寄附金のうち、前項の規定による事業の指定がない寄附金については、第2の(6)の事業に指定があったものとみなす。

【説明】ここでは、寄附される方があらかじめ事業を指定して寄附できることを定めています。

寄附される方は、第2に規定する事業のうちから自分の寄附金の使い道を指定することができます。ただし、事業の指定がない寄附金については、「ふるさと彦根まちづくり事業」へ指定があったものとみなします。

第4 基金への積立て

第3の規定により寄附者が指定して行った寄附金は、適正な管理運用を行うため、各事業について、それぞれ次に定める基金に積み立てるものとする。

- (1) ふるさとの誇り保存整備事業 彦根市文化財保護基金
- (2) ふるさとの学び舎整備事業 彦根市教育施設整備基金
- (3) ふるさと彦根への思いやり福祉事業 彦根市福祉・保健・医療基金
- (4) ふるさと彦根国際交流事業 彦根市国際交流基金
- (5) みんなのひこにゃん応援事業 ひこにゃん活動事業基金
- (6) ふるさと彦根まちづくり事業 彦根市地域づくり推進事業基金

【説明】ここでは、市への寄附金を適正に管理運用するために、実際に事業を実施するまでの間に積み立てる基金について定めています。

寄附金については、指定のあった事業ごとに、その内容に適した基金に積み立てることとします。

(1)から(4)までと(6)の各基金については、それぞれ条例に基づき設置および管理されている既設のものです。(5)で定める「ひこにゃん活動事業基金」については、今回新たに設置するので、ひこにゃんが元気いっぱい活躍できる環境を整備することを目的として設置する予定です。

第5 運用状況の公表等

市は、この条例の運用状況について、毎年度公表するとともに、寄附者にもその内容を報告しなければならない。

【説明】ここでは、条例の運用状況の公表について定めています。

市は、寄附の人数や寄附金の額、指定事業の内訳などの運用状況を毎年度公表するとともに、寄附をされた方に対してもその内容を報告することを義務付けています。

第6 その他

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【説明】ここでは、条例の運用に必要な事項を規則などに委任することについて定めています。

具体的には、市への寄附金の申込みや納付方法などの手続、寄附金の適正な管理を行うに当たって必要な事項などを規則で定める予定です。

施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

【説明】条例に基づく運用がいつから始まるのかを定めています。

制度が整い次第、市への寄附の受入れを開始するため、施行日（運用開始日）は条例の公布日としています。